

主 文

本件再審査請求を却下する。

理 由

- 1 再審査請求人（以下「請求人」という。）は、公共職業安定所長（以下「安定所長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした同月〇日以降基本手当を支給しないとした処分及び基本手当日額金〇円を支給する処分の取消しを求め、雇用保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は、平成〇年〇月〇日付けをもってこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。
- 2 再審査請求は、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号。以下「労審法」という。）第39条の規定により、政令で定めるところにより、文書でしなければならないこととされ、また、労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令（昭和31年政令第248号。以下「労審法施行令」という。）第24条の規定により、再審査請求の趣旨等所定の事項を再審査請求書に記載しなければならないこととされている。

しかしながら、本件再審査請求書において、再審査請求の趣旨について、「①特定受給資格者あるいは特定事由離職者認定がなされること、および、失業給付の支給金額の訂正が当然に認められるべきであるのに、全く認められなかったため、さらに、②その、労働契約に準ずる労働保険契約上の、請求権上の申請を、労働局、並びに、厚生労働省が、認容したにもかかわらず、その履行がないこと。上記①、②について争う姿勢である。」と記載があるものの、原処分の特定ができず、再審査請求としては、労審法第39条及び労審法施行令第24条所定の要件を欠いたものであり、不適法なものといわざるを得ないものである。
- 3 労審法第50条において準用する同法第11条第1項の規定によれば、再審査請求が不適法であっても、その欠陥が補正することができるものであるときは、相当の期間を定めて補正すべきことを命じなければならないとされている。

そこで、本件についてこれをみると、当審査会は請求人に対して平成〇年〇月〇

日付け文書（提出期限同月〇日）で、再審査請求の趣旨について、「公共職業安定所長が平成〇年〇月〇日付けで行った、平成〇年〇月〇日以降基本手当を支給しない旨の処分及び基本手当日額〇円を支給する旨の処分を取り消すとの裁決を求める。」との記載例を示して補正を命じた。しかしながら、請求人は、同年〇月〇日付けの補正要請に対する回答を提出し、補正申請を拒絶せざるを得ない旨述べ、補正に応じなかった。次に、当審査会は、同月〇日付け文書（提出期限同年〇月〇日）において、再審査請求の趣旨の記載に関する説明を加え、再審査請求書の記載例を添付して再審査請求の補正を命じたが、請求人は、同年〇月〇日付けの補正要請に対する回答－２を提出し、記載不可との回答をした。その後更に、当審査会は、同年〇月〇日付け文書（提出期限同月〇日）で補正依頼を行ったが、請求人は、同月〇日付けの補正要請に対する回答－３を提出し、記載不可能との回答をした。また、当審査会は、文書での補正依頼のほか、記載方法について説明するため、請求人に同年〇月〇日、同月〇日、同年〇月〇日と数回に渡り電話連絡したが、応答がなかった。さらに、請求人からメールアドレスの提示があったため、平成〇年〇月〇日、当該メールアドレス宛てに公共職業安定所長が行う処分に関する資料を添付し、補正依頼のメールを送付するとともに、郵送にて請求人宛てに補正依頼書（提出期限同月〇日）を送付した。しかしながら、請求人は、同年〇月〇日付けの補正要請に対する回答－４を提出し、補正を行わなかった。

このように、請求人は、再審査請求の要件を満たしていない上記再審査請求について、これを補正する意思がないものである。

- 4 以上のとおりであるから、本件再審査請求は、再審査請求としては不適法であり、かつ、請求人が当審査会の定めた相当の期間内にその欠陥を補正しないものであるから、労審法第50条において準用する同法第11条第2項の規定により却下することとする。

よって主文のとおり裁決する。